

松尾弘『民法』訂正・追補情報

(2023年10月発売 ISBN 9784766429268)

頁／ 【欄外番号】	行など	誤	正
xiii 頁	凡例 21 行目	電消法：電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	電消法：電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律
xiv 頁		[図の線部分の追加]	右から 2 列目・1 段目の囲み「総則、贈与、売買…」と同 3 列目・3 段目の「契約」とを線で繋ぐ
xvii 頁	左段	七戸克彦『基本講義物権法 I、II』（新世社、	七戸克彦『基本講義物権法 I、II』（新世社、
◇	右段	中舎寛樹『民法総則（第 2 版）』・【物権】・【債権法】	中舎寛樹『民法総則（第 2 版）』・【物権法】・【債権法】
[2.84]	5 行目	個人責任をよって	個人責任を
[2.116]	4～5 行目	仮想通貨	暗号資産
[2.116]	5 行目・割注内	資金決済法 2 条 5 項	資金決済法 2 条 14 項
[2.175]	13 行目	未成年者喫煙禁止法 1 条	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 1 条
◇	◇	未成年者飲酒禁止法 1 条	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 1 条
[2.236]	33 行目	そこで、(b-3)	そこで、
[2.332]	4 行目	代理権が消滅したこと	代理権の消滅を相手方に知らせておかなかったこと
[2.248]	4 行目・割注内	手形法後段 12 条 1 項	手形法 12 条 1 項後段
◇	7 行目・割注内	506 条 1 項参照	506 条 1 項後段参照
◇	13 行目・割注内	B に土地を贈与すると C が約束すること	A が B に土地 a を贈与すると約束すること
[2.272]	5 行目・割注内	商品取引所法	商品先物取引法
◇	12 行目・割注内	商品取引所法参照	旧商品取引所法参照
[2.360]	9 行目	許害行為時から 20 年間（改正前 426 条）	許害行為時から 20 年間（改正前 426 条。なお、民法改正後は、許害行為時から 10 年間の出訴期間とされた。【4.80】）
[3.44]	4 行目	また、③	また、③相続人に対する遺贈による所有権移転登記も、登記権利者である受遺者が単独で申請することができる（不登法 63 条 3 項）。さらに、④
[3.70]	3 行目・最初の割注内	ただし、貨物引換証、預証券および買入証券、倉荷証券または船荷証券が作成されている動産は除かれる	ただし、倉荷証券、船荷証券または複合運送証券が作成されている動産は除かれる
[3.123]	5 行目	②占有保持の訴	②占有保持の訴え
[3.293]	8 行目	④物上代位性 [ゴシック体になる]	④物上代位性
[3.341]	1 行目、2 行目	指名債権	債権
[3.348]	6 行目	登録株式質権社	登録株式質権者
[3.402]	1 行目	債務者所有の	債務者または物上保証人所有の
[3.403]	5 行目	不動産 β	同じく不動産 β

[3.403]	6行目	もつ場合 ₂	もつ場合において、Aが α および β の抵当権の実行を同時に申し立てたとする。
◇	10行目	一般債権者	配当要求が認められた債権者
[3.405]	1行目、5行目	法定代位	弁済による代位
◇	3行目	法定代位（500条括弧書、501条）	弁済による代位（499条・500条括弧書、372条・351条）
◇	11行目	不動産 β については代位（500条）することができず、	不動産 α については弁済による代位（499条・500条括弧書、372条・351条）をすることができます、
◇	13行目	債務者A	これに対し、共同抵当の目的物である不動産 α が債務者A所有、同じく不動産 β が物上保証人X所有と所有者を異にする場合は、弁済による代位が問題になる。すなわち、債務者A
◇	18行目	代位して（500条、501条）	代位して（499条・500条括弧書、372条・351条）
[3.485]	6行目・割注内	破産宣告	破産宣告〔当時。現在は破産手続開始決定〕
[3.487]	9行目	会社更正手続	会社更生手続
◇	11行目・割注内	旧会社更正法	旧会社更生法
[3.489]	9行目	会社更正手続	会社更生手続
[4.121]	12行目・割注内	709条。[2.99]	[2.83]、[2.84]
[4.121]	21行目	…中断しない	…中断しない（民法改正後は、完成猶予の効果を生じないものと解される）
[4.213]	6行目	債権の準占有者への弁済（478条）	債権の準占有者への弁済（改正前478条。改正後は、取引上の通念に照らして弁済の受領権者としての外観を有する者への弁済）
[4.218]	1行目・割注内	指名債権であり、金銭の…	金銭の…
[4.273]	9行目	指図債権および無記名債権	指図証券および無記名証券
[4.285]	1行目	受取証書の交付請求	受取証書の交付請求等
◇	2行目	(486条)	(486条1項)。また、弁済をする者は、受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる（486条2項本文）。ただし、弁済を受領する者に不当な負担を課するものであるときは、この限りでない（486条2項ただし書）。
◇	3行目	交付	交付等
◇	3～4行目	受取証書の発行費用	受取証書の発行等の費用
◇	4行目	受取証書の交付義務	受取証書の交付等の義務
[4.291]	9行目	②①の場合において	②①の場合において
[4.332]	6行目・割注内	自動債権	自動債権
[4.380]	17行目	である場合に認められる	である場合
◇	18行目・割注内	仕事の目的物の瑕疵	仕事の目的物の契約不適合
[4.446]	2行目	415条	415条1項
◇	6行目の割注内	415条本文	415条1項本文

【4.447】	2行目	買主が契約目的を達成することができない場合	買主は、541条および
◇	4行目・割注内	指名債権	債権
【4.527】	10行目	③賃借人帰責事由によらない	③賃借人の帰責事由によらない
【4.613】	8行目・割注内	下請負人の法的地	下請負人の法的地位
【4.672】	2行目	受寄物	寄託物
【4.675】	12行目	受寄物	寄託物
【4.680】	5行目、6行目	受寄物	寄託物
【4.684】	4行目・割注内	667条の2	667条の3
◇	8行目・割注内	667条の3	667条の2
【5.49】	4行目・割注内	【5.49】	【5.46】
【5.51】	2行目	家事手続法	家事事件手続法
【5.57】	9行目	家事手続法	家事事件手続法
【5.74】	4行目・割注内	(820条～826条)	(820条)
【6.125】	9行目	共同申請による必要があるが、	共同申請による必要があるが(ただし、令和3年不登記改正により、相続人に対する遺贈による所有権移転登記は、登記権利者が単独で申請できることになった【不登記法63条3項】。【3.44】)。

追補情報

頁/ 【欄外番号】	行など	追補事項
【4.446】	6 行目の末尾 〔改行して追加〕	<p>また、買主は、①・②に代えて、追完に代わる損害賠償を請求することもできる。もっとも、その根拠については、見解が分かれる。(a) 債務の履行に代わる損害賠償請求について定める 415 条 2 項が、契約不適合の追完に代わる損害賠償請求にも適用されるとすれば、(1) 追完が不能であるとき、(2) 売主が追完拒絶の意思を明確に表示したとき、(3) または契約不適合を理由に売買契約が解除され、もしくは解除権が発生したときは、追完に代わる損害賠償を請求することができる。</p> <p>これに対し、(b) 引き渡された目的物に契約不適合が存在する場合の追完に代わる損害賠償請求は、債務の履行に代わる損害賠償請求 (415 条 2 項) とは異なる救済手段であり、それについて直接に定めた規定がない以上、415 条 1 項の解釈によって認められるとする見解もある。この場合において、売買契約の目的物に契約不適合があっても、追完の可能性があり、買主ははまず追完請求すべきであるとの立場から、563 条を類推適用またはその法意を考慮する見解によれば、(1) 追完が不能であるとき、(2) 買主が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、(3) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に追完しなければ契約目的を達成できない場合において、買主が追完せずにその時期を経過したとき、(4) その他、買主が催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、追完請求せずに、追完に代わる損害賠償を請求することができる。</p> <p>いずれの見解も、追完が可能で、かつ売主に追完請求すべき場合は、損害賠償請求に先立つ追完請求の必要性を認めており、その場合に当たらないことの主張・立証責任を買主に求めるものである。売買目的物の引渡後に契約不適合が判明し、売主に責任追及する場面であるから、買主の負担をより軽減しうる (563 条 2 項 4 号参照)、(b)説が妥当と思われる (なお、請負契約に関する 【4.623】 も参照)。</p>
【4.623】	4 行目の末尾 〔追加〕	<p>契約に適合した仕事をしなかったような請負人に対し、注文者は修補請求しなければ損害賠償請求できないとは解すべきではないからである。ただし、そのことが信義則に反し、または権利濫用に当たる事情があることを、請負人が主張・立証したときは、例外的に、注文者は修補請求をしなければ損害賠償請求できないと解される。(a)この見解は、改正前民法 634 条 2 項および判例との連続性を重視する見解である。しかし、これに対しては、別の解釈も有力である。</p> <p>一方で、(b)契約不適合責任としての修補に代わる損害賠償請求 (559 条・564 条・415 条) にも、債務不履行責任としての履行に代わる損害賠償請求の規定 (415 条 2 項) が適用されると解する見解がある。それによれば、(1) 修補が不能であるとき、(2) 債務者が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき、(3) 債務者が契約によって生じたものである場合において、契約不適合を理由として契約が解除され、または契約の解除権が発生したとき (541 条、542 条) に、修補に代わる損害賠償請求が認められる。この解釈によれば、(1)・(2)・(3) に該当しなければ、注文者は請負人に損害賠償を請求できないことになる (その場合、注文者は、修補のために支出した費用につき、事務管理による費用の償還または請負人の不当利得の返還を請求しうる)。</p> <p>他方で、(c)契約不適合責任としての修補に代わる損害賠償請求は、債務不履行責任としての履行に代わる損害賠償請求 (415 条 2 項) とは異なるものであり、修補に代わる損害賠償請求 (559 条・564 条・415 条) は、415 条 1 項の解釈によるべきであるとの見解がある。この点では、(a)説と同様である。しかし、請負人の仕事に契約不適合があっても、修補の可能性があり、注文者はまず修補請求すべきであるとの立場から、563 条を類推適用またはその法意を考慮する見解である。この見解によれば、請負人は相当期間を定めて修補を催告し、その期間内に修補がされないときは、修補に代わる損害賠償を請求できる。ただし、(1) 修補が不能であるとき、(2) 請負人が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき、(3) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に修補しなければ契約目的を達成できない場合において、請負人が修補せずにその時期を経過したとき、(4) その他、注文者が催告をしても修補を受ける見込みがないことが明らかであるときは、修補の請求を要しない (563 条 2 項参照)。</p> <p>いずれの見解も、修補が可能で、かつ請負人に修補請求すべき場合は、損害賠償請求に先立つ修補請求の必要性を認めており、その場合に当たらないことの主張・立証責任を請負人が負うべきか (a)説、その場合に当たらないことの主張・立証責任を注文者が負うべきか (b)説、(c)説) で、見解が分かれる (なお、売買契約に関する 【4.446】 も参照)。</p>